

写

27消安第5332号
平成28年1月27日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平素より水産防疫行政の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第3号）が平成28年1月27日付けで公布され、平成28年7月27日から施行されることとなりました。

つきましては、別紙の事項に御留意の上、貴管下関係者への周知徹底及び適切な体制整備につき御協力をお願いします。

なお、当該施行規則に係る各種関連通知（「特定疾病等対策ガイドライン（平成17年10月21日付け17消安第7497号消費・安全局長通知）」、「水産資源保護法の運用について（平成19年9月19日付け19消安第3823号消費・安全局長通知）」等）につきましては、追って通知する予定です。

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令の概要

- 1 水産資源保護法施行規則の輸入防疫対象疾病及びその対象動物の一部改正
水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第13条の2第1項において、農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある農林水産省令で定める水産動物及びその容器包装を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととされている。
今般、対象疾病等について次の見直しを行った。
 - (1) 対象疾病・対象動物の追加
現在、輸入防疫対象疾病及び水産動物については、水産資源保護法施行規則において11疾病8種類（1科、2属及び5種の動物）が定められているところであるが、管理措置が必要と判断された疾病及び水産動物を追加し、24疾病21種類（3科、3属及び15種の動物）に拡大した。これにより、動物衛生に関する国際機関であるOIE（国際獣疫事務局）において、著しい生産減少をもたらすリスクの高い疾病とされているカキヘルペスウイルス病、エビの急性肝臓臓壊死症等の疾病が新たに輸入防疫の対象となった。
 - (2) 対象とする状態に採卵用の親等の成長段階を追加
対象動物の対象とする状態は、これまで、生きているもののうち、さけ科魚類では発眼卵及び稚魚、えび類では稚えびに限られていたところであるが、近年、採卵用の親等、発眼卵や稚魚以外の形での輸入も考えられることから、全ての成長段階の生きているものとした。ただし、生きているもののうち、食用に供するものにあつては、疾病の侵入やまん延のリスクが高い、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。
 - (3) 対象とする状態に生きていない水産動物の一部を追加
これまで対象ではなかった生きていない水産動物（加工したものを含む。）のうち、養殖の用に供するものについては、OIEにおいて疾病の伝播のリスクを増大させ、管理が必要とされていることから、対象動物の対象とする状態に追加した。ただし、OIEにおいて病原体が除去されているとみなされる魚粉及び魚油は除く。
- 2 水産資源保護法施行規則の管理すべき期間の一部改正
水産資源保護法第13条の3第1項において、輸入許可の申請に係る水産動物及びその容器包装が輸入防疫対象疾病を広げるおそれがないとは認められないときは、農林水産大臣は、許可に当たり、輸入防疫対象疾病の潜伏期間を考慮して農

林水産省令で定める期間、当該水産動物及びその容器包装を農林水産省令で定める方法により管理すべきことを命ずることができることとされている。

今般、対象動物を追加したことを踏まえ、各対象動物の管理期間を各疾病の潜伏期間を考慮して見直した。

3 持続的養殖生産確保法施行規則の特定疾病及びその対象動物の一部改正

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第7条の2第1項及び第2項並びに第8条第1項において、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがある特定疾病を農林水産省令で水産動植物の種類に応じて定め、これらの疾病について、養殖業者等に届出を義務付けるとともに、都道府県知事が検査、移動制限、焼却、消毒等の命令をすることができることとされている。

現在、この特定疾病及び水産動植物については、持続的養殖生産確保法施行規則において11疾病3種類（2科及び1属の動物）が定められているところであるが、今般、管理措置が必要と判断された疾病及び水産動物を追加し、24疾病21種類（3科、3属及び15種の動物）に拡大した。

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

現

行

（輸入防疫対象疾病等）
第一条の二 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条の二第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾患とする。

（輸入防疫対象疾病等）
第一条の二 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条の二第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾患とする。

水産動物	輸入防疫対象疾病
さけ科魚類	ウイルス性出血性敗血症（IV a型を除く。） サケ科魚類のアルファウイルス感染症 流行性造血器壊死症 ピシリケツチア症 レッドマウス病 旋回病
こい	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 レッドマウス病
さんぎよその他のふな属魚類	コイ春ウイルス血症 レッドマウス病
こくれん はくれん	
あおうお そうぎよ	コイ春ウイルス血症
ないるていらびあ	レッドマウス病
まだい	マダイのグルゲア症

水産動物	輸入防疫対象疾病
こい	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病
さんぎよその他のふな属魚類	コイ春ウイルス血症
さけ科魚類の発眼卵	ウイルス性出血性敗血症 流行性造血器壊死症 ピシリケツチア症 レッドマウス病
さけ科魚類の稚魚	
くるまえば属のえび類の稚えび	バキュロウイルス・ペナエイによる感染症 モノドン型バキュロウイルスによる感染症 イエローヘッド病 伝染性皮下造血器壊死症 タウラ症候群

くるまえび	しろあしえび	うしえび	こうらえび
イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 急性肝臓壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 鰓随伴ウイルス病	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 急性肝臓壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 急性肝臓壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 急性肝臓壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症

<p>リトペネウス属（<i>Litopenaeus</i>）えび類（しろあしえびを除く。）</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症</p>
<p>ペネウス属（<i>Penaeus</i>）えび類（うしえびを除く。）</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症</p>
<p>フェネロペネウス属（<i>Fenneropenaeus</i>）えび類（いじらいえびを除く。）</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症</p>
<p>メリセルトウス属（<i>Meliceratus</i>）えび類 よしえび属えび類</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 モノドン型バキュロウイルス感染症</p>
<p>くるまえび科（くるまえび、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトウス属及びよしえび属を除く。）えび類</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症</p>

さけ科魚類	水産動物	期 間	<p>第一條の五 法第十三條の三第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p> <p>(管理すべき期間)</p> <p>二 生きていない水産動物(加工したものを含み、養殖の用に供するもの(魚粉及び魚油を除く。))に限る。)</p>	<p>2 法第十三條の二第一項の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げる水産動物であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 生きている水産動物(食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。)</p> <p>二 生きていない水産動物(加工したものを含み、養殖の用に供するもの(魚粉及び魚油を除く。))に限る。)</p>	<p>さくらえび科あきあみ属 えび類 てながえび科えび類 とこぶし ふくとこぶし えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび まがき属かき類 ほたてがい まぼや</p>	<p>イエローヘッド病 アワビヘルペスウイルス感染症 アワビの細菌性膿疱症 カキヘルペスウイルス1型変異株感染症 (H var.)に限る。) パーキンサス・クグワデイ感染症 マボヤの被囊軟化症</p>
			<p>十日(ウイルス性出血性敗血症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十五日、旋回病の病原体を広げるおそれがないとは認め</p>			

魚類	水産動物	期 間	<p>第一條の五 法第十三條の三第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p> <p>(管理すべき期間)</p>	<p>2 法第十三條の二第一項の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げるもの(生きているものに限る。))とする。</p>
			<p>こい きんぎよその他のふな属 十五日</p>	

	<p>られない場合にあつては四十二日、ピシリケツチア症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては八十四日)</p>
こい	<p>十日(コイ春ウイルス血症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十五日、コイヘルペスウイルス病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては二十一日)</p>
<p>きんぎよその他のふな属魚類 こくれん はくれん</p>	<p>十日(コイ春ウイルス血症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては、十五日)</p>
<p>あおうお そうぎよ</p>	<p>十五日</p>
<p>ないるていらびあ</p>	<p>十日</p>
<p>まだい</p>	<p>三十日</p>
<p>くるまえび科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類</p>	<p>十日(壊死性肝臓炎の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十八日、タウラ症候群の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては二十日、エビの潜伏死病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては三十日、伝染性筋壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては五十日)</p>
<p>こい あおうお</p>	<p>七日</p>

<p>はくれん こくれん そうぎよ あおうお</p>	
<p>さけ科魚類の発眼卵 さけ科魚類の稚魚</p>	<p>十五日(ピシリケツチア症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては、八十四日)</p>
<p>くるまえび属のえび類の稚えび</p>	<p>十日(タウラ症候群の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては、二十日)</p>

まぼや	ほたてがい	まがき属かき類	えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび
二十三日	二百十日	七日	百八十日

○持続的養殖生産確保法施行規則（平成十一年農林水産省令第三十一号）

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		現行	
<p>（特定疾病） 第一条 持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。</p>			
水産動植物	伝染性疾病	水産動植物	伝染性疾病
さけ科魚類	ウイルス性出血性敗血症（IVa型を除く。） サケ科魚類のアルファウイルス感染症 流行性造血器壊死症 ピシリケツチア症 レッドマウス病 旋回病	こい科魚類 さけ科魚類	こい科魚類 さけ科魚類
こい	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 レッドマウス病	くるまえばい属のえび類	くるまえばい属のえび類
きんぎよその他のふな属魚類 こくれん はくれん	コイ春ウイルス血症 レッドマウス病		
あおうお そうぎよ	コイ春ウイルス血症		
ないるていらびあ	レッドマウス病		
まだい	マダいのグルゲア症		
くるまえばい	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群		

	伝染性皮下造血器壊死症 急性肝臓壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染 症 エビの潜伏死病 鰓随伴ウイルス病
しろあしえび	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝臓壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染 症 エビの潜伏死病
うしえび	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝臓壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染 症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染 症
こうらいえび	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝臓壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染 症 エビの潜伏死病 鰓随伴ウイルス病

	<p>症 モノドン型バキュロウイルス感染</p>
<p>リトペネウス属 (<i>Liopenaeus</i>) えび類 (しろうあしえびを除く。)</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症</p>
<p>ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (うしえびを除く。)</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症</p>
<p>フェネロペネウス属 (<i>Fenneropenaeus</i>) えび類 (うらえびを除く。)</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症</p>
<p>メリセルトウス属 (<i>Melicertus</i>) えび類 (よしえび属えび類)</p>	<p>イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症</p>

	症 モノドン型バキュロウイルス感染
くるまえび科（くるまえび、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトウス属及びよしえび属を除く。） （えび類	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	イエローヘッド病
とこぶし ふくとこぶし	アワビヘルペスウイルス感染症
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	アワビの細菌性膿疱症
まがき属かき類	カキヘルペスウイルス1型変異株感染症（ <i>isovar</i> に限る。）
ほたてがい	パーキンサス・クグワデイ感染症
まぼや	マボヤの被囊軟化症